

産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会報告書
「商標を活用したブランド戦略展開に向けた商標制度の見直しについて」の報告

1. 他人の氏名を含む商標の登録要件緩和（商標制度小委員会報告書からの抜粋。冒頭の条文とアンダーラインは加筆。）

1. 本規定(商標法第4条第1項第8号)の趣旨（人格的利益の保護）について（（3）本小委員会での検討②主な論点について（ア））

- 「現行制度は他人の氏名に係る人格的利益が過度に保護されていること、指定商品・役務と氏名との結合により特定の人が想起されなければ氏名権は侵害されないとして商標登録を認めることは人格的利益との調整の在り方としては是認されること、氏名にまつわる感情侵害を防止する法益が憲法上のものとされるとしても適切な制約は許されること、「他人の氏名」に一定の知名度の要件を設けることについては憲法学上の見地からも違和感がないこと等の意見があり、出願人の商標登録を受ける利益と他人の氏名に係る人格的利益との調整のため本規定の他人の氏名に一定の知名度の要件を課す方向で意見が一致した。また、他人の氏名に一定の知名度を要件として課すことに関し、本規定の趣旨、保護する利益、対象について、（i）人格的利益として氏名にまつわる感情侵害の防止にあるとする意見、（ii）パブリシティ権の保護対象（顧客吸引力を有する者）のみとすると狭すぎるとする意見、（iii）パブリシティ権やアイデンティティに係る人格的利益との衝突が回避可能か整理すべきとする意見、（iv）著名な氏名をフリーライドする場面に限定して良いとする意見があった。これらの意見を踏まえつつ、（中略）出願人側の事情を考慮することも含め、更に制度設計を検討した結果、人格的利益の保護という本規定の趣旨については、変更しない方向で取りまとめを行った。」

2. 「一定の知名度」の要件について（（3）本小委員会での検討②主な論点について（イ））

- 「一定の知名度の要件に関して、求める知名度の程度（本規定の「雅号」等と同様の「著名」とするか、又は商標法第4条第1項第10号等に規定する「需要者の間に広く認識されている」（いわゆる「周知」）とするか等）や知名度の判断基準となる需要者の範囲（指定商品・役務の需要者に限定せず、指定商品・役務を中心としてある程度幅をもった需要者とするか等）の詳細については、今後、法制化に際して検討を深めるとともに、商標制度小委員会商標審査基準ワーキンググループにおいて審議していくこととなった。」

3. 無関係な者による出願等の濫用的な出願への対応について（（3）本小委員会での検討②主な論点について（ウ））

- 「本規定に一定の知名度の要件を設けた場合、一定の知名度のない氏名を含む商標については、無関係な者による悪意の出願等の濫用的な出願を許すこととなり、他人の人格的利益が侵害されるおそれがあると考えられるところ、現行の商標法第3条第1項柱書（商標の使用の意思）や同法第4条第1項第7号（公序良俗）等の不登録事由で濫用的な出願の全てのケースに対応することができるのか、出願人側の事情を考慮することを可能とすべきではないか、との意見があった。そこで、本規定については、「他人の氏名」に一定の知名度の要件を課すことに加え、「他人の氏名」を含む出願について「出願人側の事情（例えば、出願することに正当な理由があるか等）」を考慮する要件を課すことが適当である、との意見で一致した。具体的な考慮要素等、詳細については、（中略）今後、法制化に際して検討を深めるとともに、商標制度小委員会商標審査基準ワーキンググループにおいて審議していくこととなった。」

4. その他の検討事項について（（3）本小委員会での検討②主な論点について（エ））

- 「本規定には、他人の「肖像」又は「名称」を含む場合にも当該他人の承諾を得ない限り商標登録を受けることができない旨規定されているところ、肖像については、個人との結びつきの強さ（氏名のような偶然の一致が考えにくいこと）から氏名と同様の緩和の必要性は低く、また、名称については、氏名との性質の違いから、自然人の氏名と同様の保護を認める必要性は低いといえる。いずれについても、氏名と同程度の改正の二一ズが確認されていないため、現時点において改正の必要性は必ずしも高いものではないと考えられるところ、本小委員会において、反対の意見はなかった。」

2. コンセント制度の導入（商標制度小委員会報告書からの抜粋。冒頭の条文とアンダーラインは加筆。）

1. 制度導入に当たり本規定（商標法第4条第1項第11号）の適用除外規定を設けることについて（（3）本小委員会での検討②主な論点（ア））

- 「本規定の趣旨は、前述のとおり、商品又は役務の出所の混同防止にあるところ、登録時のみではなく、登録後においても、先行登録商標と出願商標との間における出所混同の防止を担保できる制度を採用することで、本規定の除外規定を設けることに一定の合理性を認めることができると整理された。」
- 「本規定には、商標権者の権利保護の側面もあるという見解もあるところ、先行登録商標の権利者の同意（自身の商標権と抵触する可能性のある範囲に他人が別の権利を設定することについての同意）が存在することで、本規定の適用を除外することの理由になり得ると整理された。」

2. 需要者の利益の保護（（3）本小委員会での検討②主な論点（イ））

- 「コンセント制度の導入に当たっては、（中略）先行登録商標の権利者による同意があっても、なお出所混同のおそれがある場合には登録を認めない留保型コンセント制度を採用し、登録時に出所混同のおそれを審査するとともに、登録後においては、混同防止表示の請求、不正使用取消審判の請求を可能にすることで、需要者の利益の保護を担保することができると整理された。

（i）登録時

審査において、先行登録商標の権利者による同意及び出所の混同が生じないことを説明する資料に基づき、出所混同のおそれの有無を実質的に審査して登録可否を判断する。

（ii）登録後

一方の権利者による商標の使用の結果、他方の権利者の業務上の利益が害されるおそれ（登録商標の出所表示機能の毀損を含む）がある場合には、商標法第24条の4のように、当事者間で混同防止表示の請求を可能にする。また、当事者のいずれかが不正競争の目的を持って出所混同を生じさせる使用をした結果、現実に出所混同が生じている場合には、同法第52条の2のように、何人も取消審判の請求を可能にする。」

3. 最高裁判決との関係整理（（3）本小委員会での検討②主な論点（ウ））

- 「過去の最高裁判決においては、本規定の類否判断に際して考慮することのできる取引の実情は「一般的、恒常的」な事情に限られてきた。しかし、一般的・恒常的な事情に準じたものを考慮することで、実際には出所混同のおそれが生じないといえるものも存在し得る。そこで、本規定の類否判断の方法については維持したまま、法改正により、当事者間で、将来にわたってその事情（現在の使用状況等、当事者の合意によりコントロールが可能な事情）を変更しない旨の具体的な合意が行われていることにより登録査定後に当該事情が変動しないことを担保できるような場合には、これを一般的・恒常的な事情に準じたものとして、本規定の類否判断の枠外において考慮することが許されると整理された。さらに、本規定との関係では互いに類似する商標であっても、当該事情を考慮した上で、登録時及び登録後において具体的に出所混同のおそれが生じないと判断される場合には、本規定の適用を除外する規定を設けて登録を認めることが許されること、あわせて、登録後、実際に出所混同のおそれが生じた場合に備えて、混同防止表示の請求や取消審判請求の規定を設けることで、コンセント制度全体として一定の合理性を持たせることができるとされた。」

- 審査における出所混同のおそれの有無の判断に関する具体的な考慮要素等、詳細については、本小委員会の議論を踏まえつつ、商標制度小委員会商標審査基準ワーキンググループにおいて具体的に検討を深める必要がある。（（4）まとめ）